

提出された意見の概要及び総務省の考え方

| 提出意見概要（一部抜粋） | 考え方 |
|---|--|
| <p>○養成課程の実施に係る業務の一部を受託する者についても非適格事項の審査が不可欠であると考えます。また、実施者、その代表者、管理責任者、講師又は受託者が電波法以外の法令に違反して刑罰を受けた場合も非適格事項に含まれるべきと考えます。</p> <p>○今回の改正により、養成課程そのものが いわゆる資格商法の「食い物」にされないように、実施者、その代表者、管理責任者、講師又は受託者への指導・監督をしっかりと行うように要望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> | <p>養成課程に係る業務の一部を委託する場合において、会場確保や設営、受講生の受付、試験問題の作成など幅広い業務が想定されることから、まずは、実施者が受託者の適格性を判断の上、実施者又は管理責任者の管理監督のもとに適切に実施することが適当と考えます。</p> <p>また、改正案で示した欠格条項は、無線局の免許や無線従事者の免許等の欠格条項と同様に、電波法に違反した者は、再び電波法に違反するおそれがあることから、その予防的措置として、当該者について一定期間排除することを明文化するものです。電波法以外の法令に違反して刑罰を受けた者については、直ちに電波法に違反するおそれがあるとは言えないことから、改正案のとおりとします。</p> <p>なお、改正案において、申請者が他の業務を行うことによって養成課程が不公正になるような場合は認定しないとしているところですが、いただいたご意見も踏まえ、実施者が行う養成課程以外の業務との関係、実施者と管理責任者の関係、試験問題の作成方針・管理方法、外部委託の範囲等に関し、具体的に審査するための関係規定を整備するとともに、認定条件の維持確保については、報告徴収や実地調査を行うことによって、不適正な運営が行われないよう対応します。</p> |
| <p>営利を目的とする新規参入者に対しては、無線従事者の養成課程が国家資格を与える権威あるものであることを十分認識させ、仮にも不適正な運営により、養成課程全体が世間にそのような目で見られないように、公正な審査・指導が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【財団法人日本アマチュア無線振興協会】</p> | <p>改正案において、申請者が他の業務を行うことによって養成課程が不公正になるような場合は認定しないとしているところですが、いただいたご意見も踏まえ、実施者が行う養成課程以外の業務との関係、実施者と管理責任者の関係、試験問題の作成方針・管理方法、外部委託の範囲等に関し、具体的に審査するための関係規定を整備するとともに、認定条件の維持確保については、報告徴収や実地調査を行うことによって、不適正な運営が行われないよう対応します。</p> |

無線従事者規則の一部を改正する省令案については、基本的に賛同いたします。

ただし、非営利要件を撤廃するに当たって、次の事項について配慮されることを望みます。

1. 養成課程の認定と養成課程を修了した者の認定が透明性をもって、公平・公正に実施される運営を担保すること。
2. 養成課程における修了に係る試験の問題が適切な内容であること、および運営が適切に実施されていることを担保すること。

【個人】

改正案において、申請者が他の業務を行うことによって養成課程が不公正になるような場合は認定しないとしているところですが、いただいたご意見も踏まえ、実施者が行う養成課程以外の業務との関係、実施者と管理責任者の関係、試験問題の作成方針・管理方法、外部委託の範囲等に関し、具体的に審査するための関係規定を整備するとともに、認定条件の維持確保については、報告徴収や実地調査を行うことによって、不適正な運営が行われないうよう対応します。